

Ⅱ 事業を展開しやすくするための仕組みの構築

1 区長裁量権の拡充

区が実施主体となる事業について、事業執行などの段階での区長の裁量権を高め、区の実情に応じた事業展開を可能とする仕組みを構築します。

(1) 区の意向により柔軟な執行を可能とする令達予算の仕組みの構築

〔平成25年度から実施予定〕

- 市民と区長の対話などにより得られた市民ニーズを踏まえ、緊急に実施する必要が生じた事業について、迅速かつ柔軟に対応するため、区長の裁量により執行できる令達予算を拡充します。
- 区役所や出張所の管理運営費などについて、区長の裁量により弾力的に予算執行できるよう、事務の見直しを行います。

(2) 区の実情に応じた執行体制を迅速に確保できる仕組みの構築

〔平成25年度から実施予定〕

- 区の実情に応じた機動的な執行体制を確立するため、区役所内各部・各課間の相互協力体制を強化するとともに、職員の区内兼務等について、区長の意向に沿った柔軟な対応を行います。

2 局区連携の強化

区ごとに異なる地域の課題を解決していくため、局と区が情報を共有し、相互に補完・連携しながら、一体となって事業を展開していく仕組みを構築します。

(1) 局の事業実施に区の意向を反映する仕組みの構築

〔平成25年度から実施予定〕

- 市民からの要望を区における実施事業に反映させるため、区役所が主体となる事業については、区関係課で事業化を検討します。局が主体となる事業については、区役所から局に事業実施を提案する場を設置するなど、区の意向を反映する仕組みを構築します。

(2) 局と区が連携し事業を実施する仕組みの構築

〔平成25年度から実施予定〕

- 局の事業実施に当たり、各区と密接に関わる事業については、区の実情を反映できるよう、事前に所管局が関係区と協議を行う仕組みを構築します。また、事業実施後は、所管局から事業の進捗状況を適時、区役所に情報提供する仕組みを構築します。